

令和5年10月1日

社会福祉法人安城市社会福祉協議会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うと共に、次世代育成対策に貢献するため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間

2 内容

目標	令和8年9月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間120時間未満とする。
----	---

対策 令和5年10月～ 所定外労働の現状を把握
令和6年10月～ 所定外労働の原因の分析を行う
令和7年10月～ 社内グループウェア等による職員への周知